

1 計画の基本的事項

■ 計画の概要

資料3 p.1~5

緑の基本計画とは

- 都市緑地法第4条第1項に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」
- 市内の緑全般を対象として、市民の身近にある水や緑、生きものと調和したまちづくりを進めていくための基本となる計画

対象区域

立川市全域

計画期間

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度(5年間)
※令和3(2021)年3月策定予定

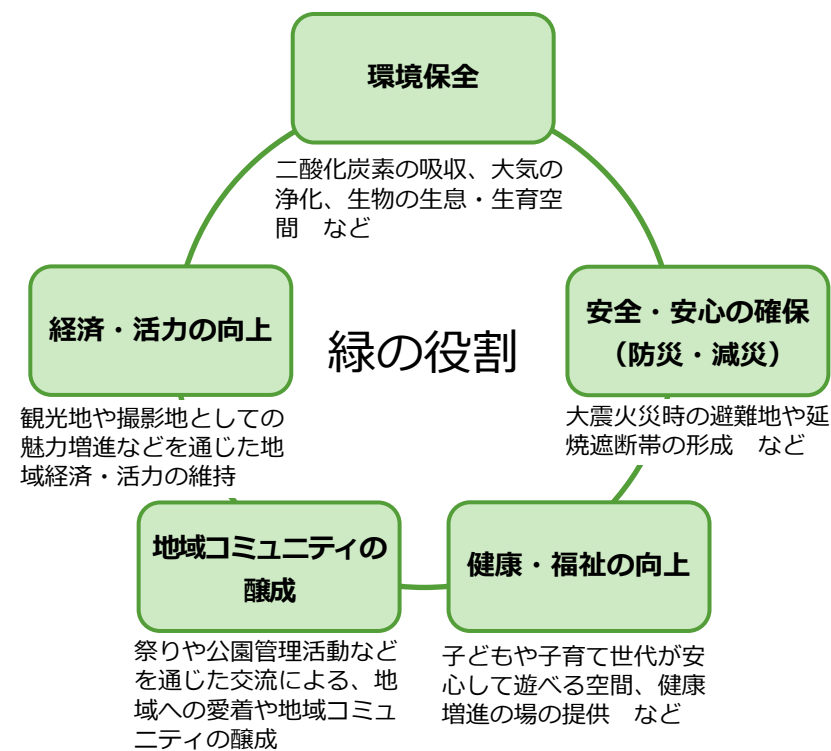
対象とする「緑」

- 緑に被われている空間
樹林地(崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林等)、草地、農地及び公共施設・民間施設・住宅の庭先等
- 河川、用水・分水、湿地、湧水地等の水面及び水辺地
- 緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース(公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分)や芝地

■ 緑の役割

資料3 p.1

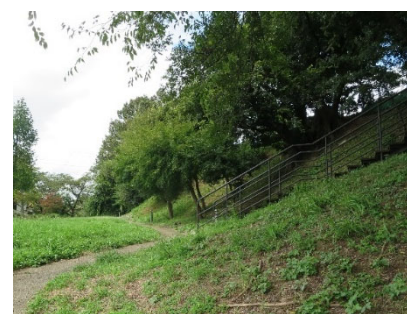
- 都市の中で、緑は多様な機能を担っており、市民、事業者、市が協力して緑の保全、創出、活用に取り組み、緑が多様な機能を発揮し、まちづくりに貢献することが求められています。



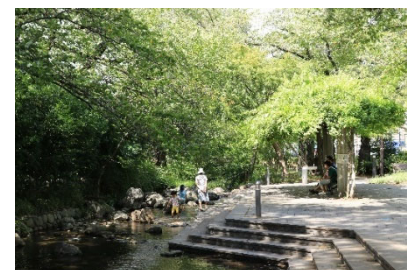
■ 本市の緑の成り立ち

資料3 p.11

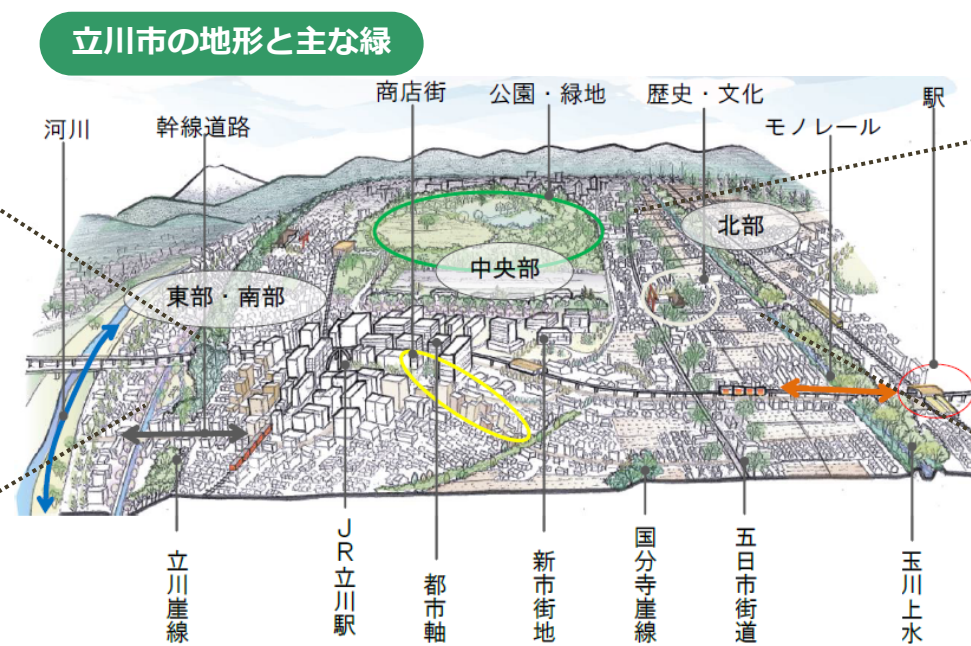
- 本市の地形はほぼ平坦ながら、北側の台地から南に向かってなだらかに下り、台地と多摩川沿いの低地の境にある立川崖線を経て、多摩川沿いの平地に至ります。立川崖線沿いには斜面林が連続的に残り、崖線に沿って根川と矢川が流れています。
- 市の南部には、縄文時代や奈良時代、平安時代の遺跡が数多くあり、古くから人々の生活が営まれていました。
- 江戸時代に入ると、市の北部において新田開発により集落(砂川新田)が開かれ、玉川上水の開削を機に、集落は五日市街道に沿って東西に広がっていきました。五日市街道周辺には、現在でも短冊状の敷地割が特徴的な農地や、農家の屋敷林が残されており、ケヤキ並木、玉川上水などととも、特徴的な郷土景観を形成しています。
- 明治時代の鉄道開通、大正時代の立川飛行場の開設などにより、多摩地域の中心都市としての発展がはじまりました。昭和52(1977)年の立川基地全面返還後、跡地周辺において都市基盤の整備が進み、現在もなお商業や業務施設の集積が図られている市の中央部の新市街地には、近年、施設整備に伴って新たな緑の創出が進んでいます。
- さらに、市の西部には、広大な敷地を有する国営昭和記念公園があり、緑豊かな環境を形成しています。



立川崖線



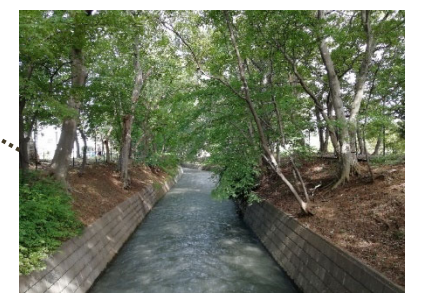
根川緑道



図の出典) 立川市景観計画



昭和30年ごろの五日市街道の様子
図の出典) 立川市HP



玉川上水

■ 計画改定の背景及び趣旨

資料3 p.2~3

本市のこれまでの取組

- 昭和48(1973)年
立川市オープンスペース基本計画 策定
- 平成2(1990)年
立川市みどりの基本計画 策定
- 平成11(1999)年
立川市みどりの基本計画 改定

公園緑地政策を取り巻く変化

- 新たなステージに移行する緑とオープンスペース施策(ストック効果の向上*, 民との連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用等)
- 都市農地の位置づけの変化
～「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ～
- 持続可能な開発目標(SDGs)*、グリーンインフラ*の取組推進
- 「東京が新たに進めるみどりの取組」等、東京都の新しい動き

計画改定の趣旨

- ①本市の緑の成り立ちと現状、市のこれまでの取組の検証結果等を踏まえた計画改定
- ②市民アンケート、パブリックコメント等を通じて聴取する市民の意見を反映と、市民とともに緑を育み、増やす取組の充実
- ③市の上位計画・関連計画(立川市長期総合計画、立川市都市計画マスタープラン、立川市環境基本計画等)、東京都の関連計画との整合、連携
- ④「都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)」をはじめとする、最新の法制度の反映と活用
- ⑤上位計画の目標年度である令和6(2024)年度までの計画策定

2 本市の緑の現況と課題

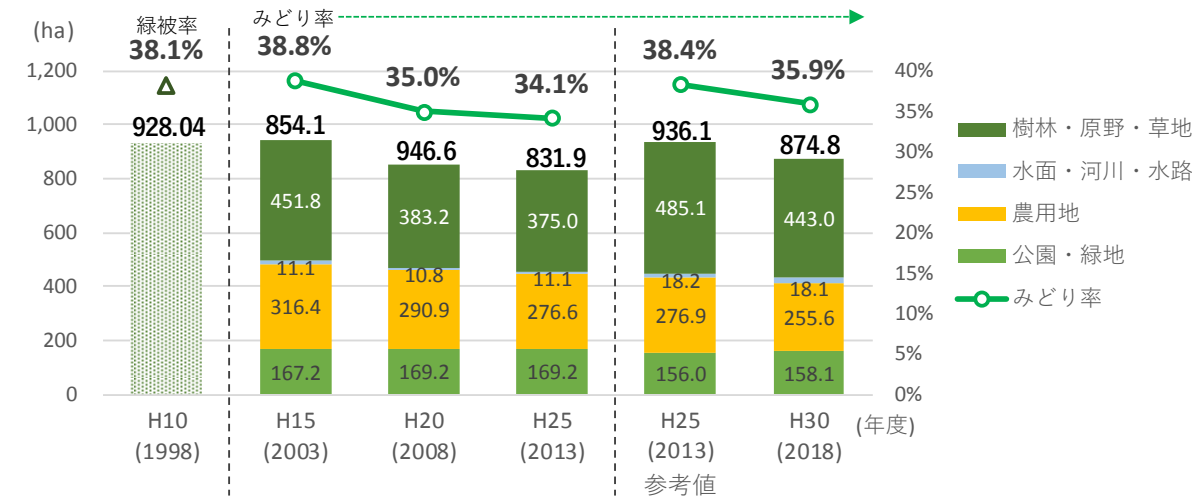
■ 緑の分布とみどり率*の推移

資料3 p.11~14

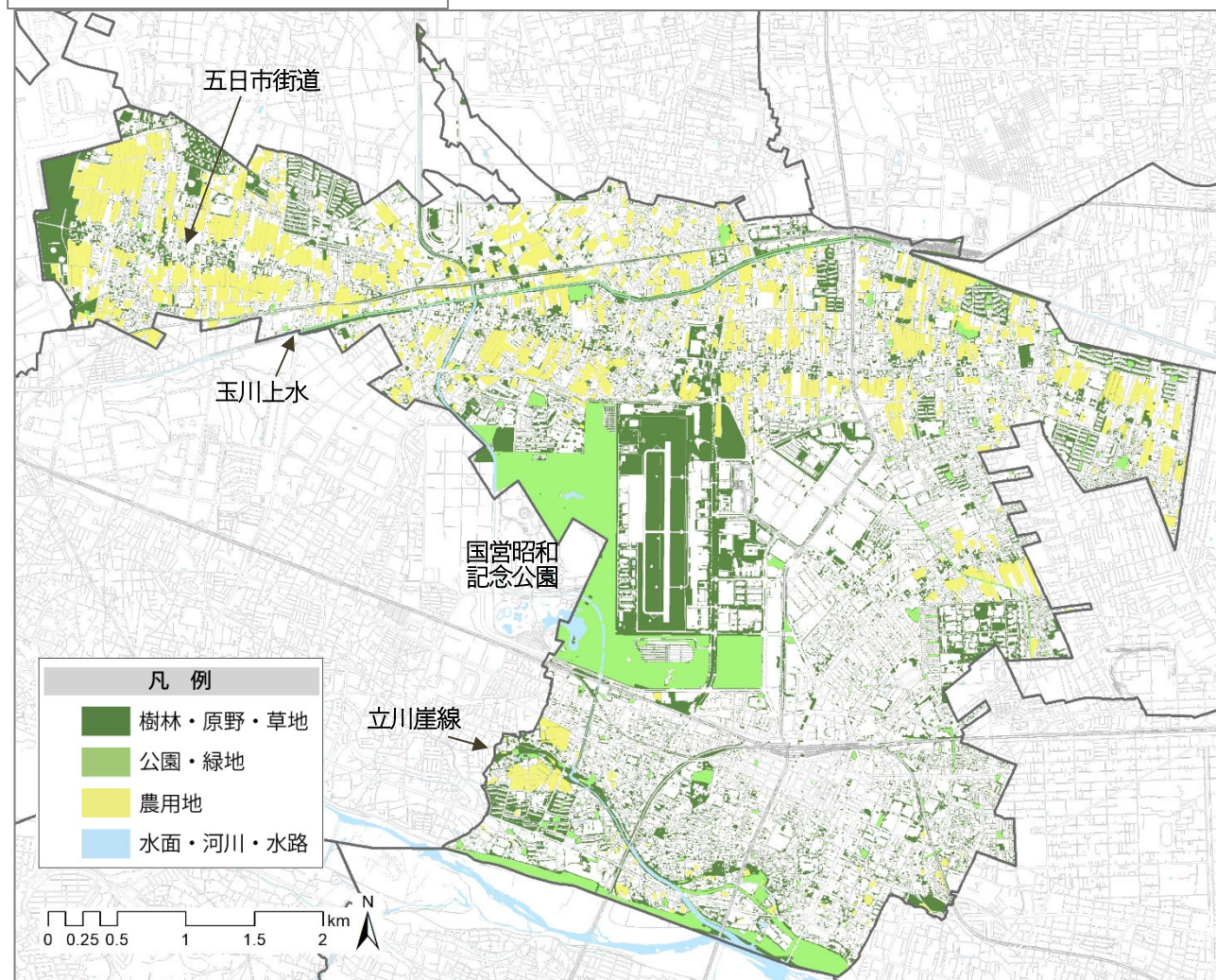
- 本市では、南部に位置する立川崖線の斜面林、北部の玉川上水沿川及び五日市街道周辺の農地や屋敷林、西部の国営昭和記念公園等にまとまった緑が残されていますが、市域全体の緑は、過去20年間で大きく減少しています。
- 平成30(2018)年度のみどり率は35.9%です(緑被率*では30.7%)。
- 同じ精度で計測され、比較可能な直近の平成25(2013)年度から平成30(2018)年度にかけての推移をみると、総面積は61ha減少し、みどり率は2.5ポイント低下しました。公園・緑地約2ha増えていますが、樹林・原野・草地在約42ha、農地が約21ha減少しており、市の北部を中心に、農地とその周辺の樹林のまとまった減少がみられます。

みどり率等の推移

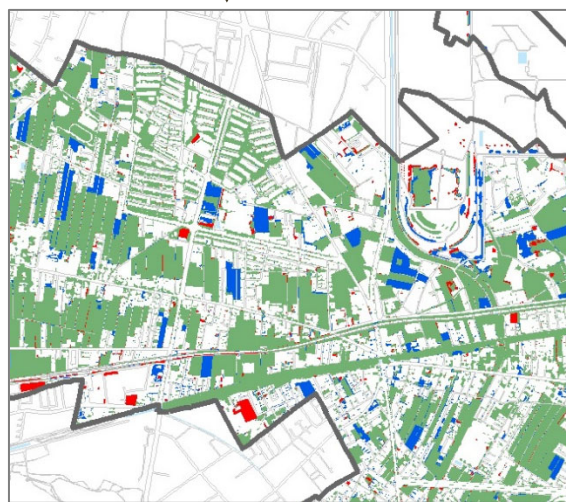
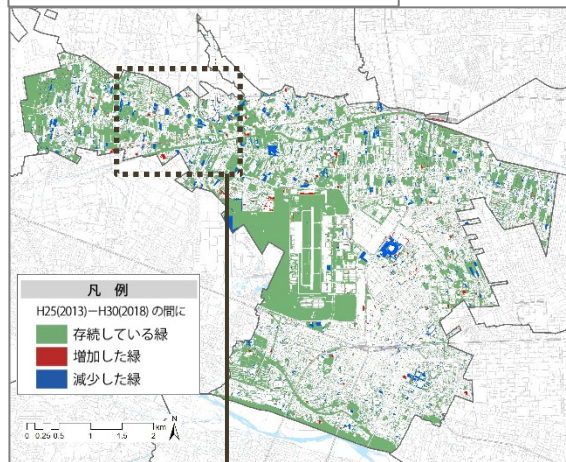
※農用地面積は、課税資料(各年1月1日)に基づき整理された面積で、緑被地(樹木被覆地、草地)と、緑被地以外の部分を含む。
平成25(2013)年度参考値は、平成30(2018)年度と同じ手法・抽出精度で算出した値。図中の破線は、緑被地の抽出精度が同一の範囲を示す。



平成30(2018)年度の緑の分布



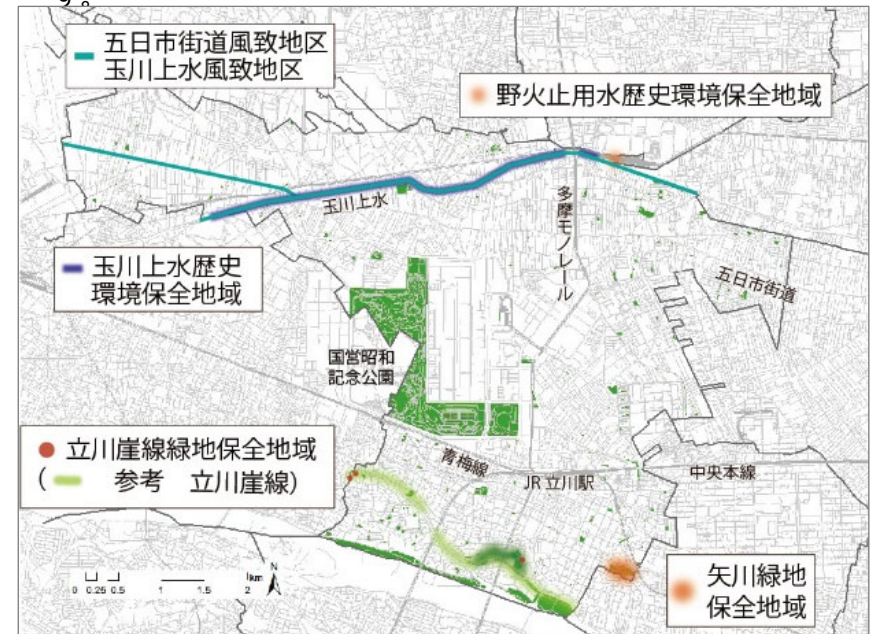
平成25(2013)年度参考値と平成30(2018)年度の比較



■ 施設緑地(公園)、地域制緑地の現況

資料3 p.15~23

- 本市には、平成31(2019)年4月1日現在、国営昭和記念公園など257箇所、177.5haの公園(都市公園、都市公園以外の公園、その他の合計)がありますが、本市管理の公園は、公園1箇所当たりの面積が小さいこと、施設の老朽化などが課題となっています。
- 風致地区*、生産緑地地区*、保存樹木・保護樹林地*、東京都保全地域*の指定により、玉川上水沿川及び五日市街道周辺の樹林地、屋敷林、農地や、立川崖線の斜面林が保全されています。



主な公園と地域制緑地の分布

■ 市民協働による緑の保全・創出の取組

資料3 p.24

- 本市では、市民の協力により、まちなかの緑化、公園、樹林地等の管理を進めており、緑の保全・創出を進める大きな力となっています。



緑化推進協力員による花植え



緑地、樹林地等保全ボランティアによる樹林地等の管理活動

※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第162号
※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。

2 本市の緑の現況と課題

■ 現行計画に基づくこれまでの取組

資料3 p.25~28

現行計画の概要

【策定年次】平成11年（1999年）

【目標年次】令和2年（2020年）

【基本理念】

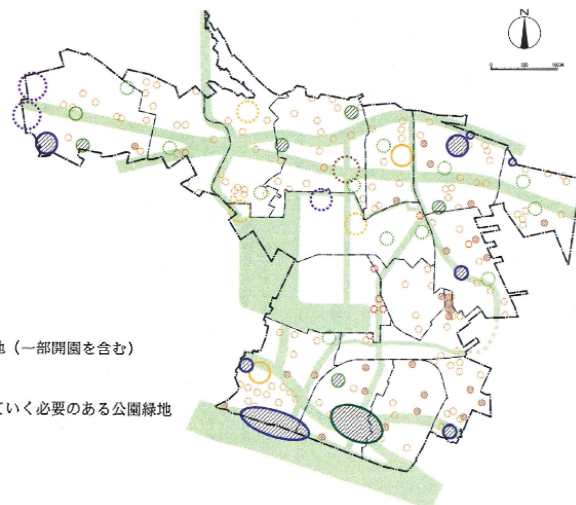
- 現況の特色ある緑を生かした立川らしさにあふれる緑豊かなまちづくりを進める。
- そのために、市内の貴重な自然環境や人々がはぐくんできた郷土景観を守り、それらを未来に伝え、さらに、これからの立川市にふさわしい新しい緑を創出する。
- そしてその実現のために、市民や事業者と一体となって考え、取り組む。

【施策体系】

	「時」をつなぐ		「人」をつなぐ
基本方針	立川の歴史と風土がはぐくんできた緑を守っていきます	これからの立川にふさわしい緑を増やしていきます	市民と一体となって緑を育てていきます
「緑」をつなぐ	骨格をつくる水や緑をつなげていきます	緑を「まもる」ための取り組み	緑を「そだてる」ための取り組み
「人」をつなぐ	身近な緑を広げていきます	緑を「ふやす」ための取り組み	緑を「そだてる」ための取り組み
「緑」をつなぐ	生き物と共存できるまちづくりを進めていきます		

【緑の配置方針】

- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- 都市緑地
- 緩衝緑地
- 特殊公園（広場公園）
- 既に開園済みの公園緑地（一部開園を含む）
- 都市計画公園
- 今後新たに整備を進めていく必要がある公園緑地
- 骨格をつくる緑



目標達成状況

- 緑地の確保目標、公園の確保目標とも、達成困難な見込み

	目標 令和2年（2020年）	計画策定時 平成10年（1998年）	現況 平成31年（2019年）	達成見込み
緑地の確保目標 （都市公園、地域制緑地等の面積）	市域の約30% （概ね740ha）	約27% （約670ha）	約26% （約642ha）	困難
公園の確保目標	市民一人当たり16.5㎡ ※（10.5㎡）	10.96㎡ （3.72㎡）	9.82㎡ （3.86㎡）	困難

※ 公園の確保目標の欄の括弧内は、国営昭和記念公園の面積を除いた市民一人当たりの公園面積

施策の進捗

施策	対象とする緑等	○：主な実績、▲：主な課題、※：現行計画に記載のない新たな取り組み
緑を「まもる」ための取り組み	樹林地	○保護樹林地の指定、市による保全管理（1.76ha） ○都との協定等による崖線上の緑地の保全、管理 ▲防災（崖線の崩落防止工事）と緑の保全との調整
	河川・水辺 玉川上水	○東京都との協定に基づく、残堀川憩いの水辺の管理 ▲法規制等により困難な水辺空間の整備、活用に関する取り組みの見直し
	農地 屋敷林 社寺林等	○生産緑地地区指定による農地保全（市内農地の約75%） ○保存樹木指定による樹木保全、借地公園内の社寺林の保全管理 ▲相続、維持・管理負担を背景とした保存樹木の指定解除への対応
緑を「ふやす」ための取り組み	公園	○大規模公園（泉町西公園）整備、提供公園により市の設置・管理する都市公園 約12.5ha増加（H10→H30） ▲計画的な用地取得が困難 ▲樹木の老木化による倒木リスクの増大
	道路 公共施設	○都市計画道路・幹線道路の新設・拡幅、市庁舎建設に伴う緑化の実施 ▲既存緑道の拡幅、生活道路や鉄道沿線の緑化、交差点部のポケットパーク整備は安全面、用地取得等の面から困難 ※街路樹のあり方方針を策定予定（R2年度）
	民有地の緑	○まちづくり指導要綱に基づき一定規模以上の開発行為等おける緑化 ▲申請の減少により生垣補助事業を廃止（ただし、危険ブロック塀対応として撤去工事等への助成を創設（H30年度））
緑を「そだてる」ための取り組み	緑とのふれあい	○市民団体や事業者の活動を協力・支援しながら公園緑地の整備を推進 ▲サイクリングロード整備の見直し
	普及・奨励	○緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員への支援事業を通じて普及啓発を実施
	支援のための体制づくり	○「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」を実施、また「緑化まつり」においてボランティア活動を広報 ▲ボランティア団体構成員の高齢化

目標達成見込み及び施策の進捗をふまえて見直しを要する点

本市の土地利用、将来的な人口減少と財政の見通しを考慮すると、今後、大規模な公園緑地を確保することは容易ではない

防災等の観点から必要な公園緑地を確保しつつ、緑を様々な形でまちづくりにいかすことによって、市民の暮らしを豊かにしていくという方向性を打ち出していくことが必要ではないか？

そのカギとなるのは、市民と緑とのつながりではないか？

2 本市の緑の現況と課題

■ 市民意識（アンケート調査結果より） 資料3 p.29~33

緑全般

- 自然環境の豊かさや公園の存在は、本市の魅力の一つ（市民満足度調査、来街者意向調査）
- 樹林地など自然の緑、水辺の緑は豊かだと感じられる一方、民有地の緑は少ない印象

市民、事業者との協働

- 市民、事業者との連携や普及啓発に関する取り組みは、あまり重要視されていない
- 緑の保全、緑化を市民にとって身近な問題として認識していただくことが課題
- 緑の保全、緑化を市民にとって身近な問題として認識していただくことが課題

樹林地などの自然の緑

- 保全施策に対するニーズは高い
- 保全活動にも一定の協力意向
- 市の重要な魅力、資源として継続的な保全が必要

河川・水辺 玉川上水

- 保全施策のニーズが非常に高く、市の貴重な緑の資源の一つとして認識
- 市の重要な魅力、資源として継続的な保全が必要

農地 屋敷林 寺社林等

- 保全は必ずしも重視されていない
- 一方で、市民農園の利用や野菜購入には高い関心があることから、利用価値は認識
- 意識のギャップを埋め、都市農地、郷土景観の保全に対する意識を高めていくことが必要

公園

- 新規整備に対するニーズは低い
- 既存の公園の改良・再整備（遊具や休憩場所の充実等）、利用中心の子育て世代の管理運営への参画が課題

道路 公共施設

- 中央地域を中心に、公共空間の緑化と緑の適切な維持・管理に対する市民の期待は、非常に高い
- まちの魅力となる緑の創出、育成が重要

民有地の緑

- 緑は増えてほしいと思われているが、民有地の緑化支援策に対するニーズは低い
- 一方で、自宅でする花や緑の育成に高い関心
- 花や緑に親しめる暮らしにつながる啓発や支援が重要

■ 考慮すべき社会情勢等

- 少子高齢化、人口減少
- SDGs、グリーンインフラ、気候変動への適応等への対応

- 高齢化や自治会加入率の低下に伴う活動の担い手の減少

- 樹木の大型化・高齢化や、気候変動による台風の大型化等を背景とした倒木リスクの増大

- 雨水流出抑制対策*としての緑地や農地の保水・遊水機能の活用

- 30年を経過する生産緑地地区
※決定から30年が経過した生産緑地地区は、解除に向けた手続きが可能となるため、宅地への転換が生じる可能性がある。

- 公園の管理運営、民との連携等のマネジメント
- 都市公園の維持修繕基準の法令化、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）の公表

- 暑熱対策の一つとしての緑化（緑陰形成）

- 緑地の整備における民と連携（都市緑地法「市民緑地認定制度*」等）

現状、現行計画の進捗、市民意識等から把握された課題の振り返り 資料3 p.34~35

- 本市の魅力として認識されている**自然の緑の保全、公園の更なる魅力と機能の向上が必要**
- そのためにも、**市民、事業者と緑とのつながりをはぐくみ、連携を広げていくことが重要**

○緑への関心喚起と多様な参加機会の創出

- ・緑を身近な問題として捉えてもらう第一歩として、市民に向けて緑の魅力を積極的に発信していくことが必要
- ・多世代の参加促進に向け、活動体験の機会の創出や寄附など参加方法の幅を広げるなど、多様な参加機会を創出していくことが必要
- ・支援を必要とするフィールド、活動したい人、活動を支える人をマッチングしていくしくみも必要

○樹林地の保全、適切な維持・管理への支援

- ・減少傾向にある樹木・樹林地の所有者の維持・管理負担軽減に向け、市民協働による保全支援が必要
- ・崖線の倒木リスクへの対応等、緑の安全性の確保も必要

○保全施策の継承と環境・防災減災の考慮

- ・立川市らしさを代表する緑の軸、郷土景観として多摩川、残堀川、玉川上水等を保全し、緑と水のネットワークを充実させていくことが必要
- ・緑地、農地保全と連携した流域の雨水流出抑制、水循環の保全など、緑が持つ環境保全、防災減災機能等を活かしていくことが必要

○新たな制度活用を含む農地保全の取組

- ・減少傾向にある農地を保全していくため、特定生産緑地*、都市農地貸借法*、農の風景育成地区（東京都）など、様々な制度を活用して保全を進めることが必要
- ・農地の利用や市内農産物の購入などを通じて、市民も農地の保全を支えていけるよう、意識啓発が必要

○身近な公園の魅力と機能の向上

- ・開発提供公園*の計画的配置が容易ではない状況を踏まえつつ、防災等を考慮し、公園の確保に努めることが必要
- ・公園の管理運営方針を明確にし、小規模が多い既存の公園の魅力と機能向上を図っていくことが必要
- ・施設の老朽化、樹木の老朽化に適切に対応し、市民が安全に公園を利用できる状態を保っていくことが必要

○公共空間における健全な緑の育成

- ・面的な緑の確保が難しい中で、緑の豊かさを感じられるまちをつくっていくため、視覚的に豊かさを感じられる緑の確保や暑熱環境の緩和等を考慮しつつ、健全な緑を育成していくことが必要

○市街地、敷地の特性に合わせた多様な緑化の誘導

- ・緑の豊かさを感じられるまちなみを形成していくため、開発事業等において誘導すべき緑化のあり方を見直すことが必要
- ・優良事例の奨励普及などを通じて「質の高い緑」を共有し、取組を広げていくことが必要

課題のまとめ 資料3 p.36

市民、事業者、市が協力して緑を守り育てる

- 本市の魅力である緑をいかして豊かな暮らし、魅力あるまちづくりを実現していくためには、市民、事業者の協力が不可欠です。
- そのための第一歩として、農地や屋敷林、並木、公園といった身近な緑の存在とその役割を市民に知ってもらい、関心を高めていくことが必要です。
- 同時に、緑をまもり、そだて、支える活動に多くの市民や事業者が関われるよう、多様な参加の機会と方法をつくっていくことも必要です。

大切な緑を守り継ぐ

- 崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川上水をはじめとする河川・用水など、自然環境の豊かさは本市の魅力の一つとして認識されており、本市の重要な緑の資源です。
- 農地、屋敷林、社寺林や五日市街道のケヤキ並木などの郷土の緑は、所有者の管理負担、相続等を背景に減少傾向にあります。また、保全に対する市民の関心は必ずしも高くありません。
- 本市の歴史や文化を伝える緑を次世代に継承していくこと、そのために自然の緑、郷土の緑に対する市民の関心を高め、地域全体で緑の保全を支えていくことが必要です。

緑のもつ力を安心して住み続けられるまちづくりにいかす

- 安全安心の確保（防災）、生物多様性の確保、暑熱環境の緩和、健康・福祉の増進などの観点から緑は必要です。
- 一方で、十分な機能を果たせていない小規模公園や公園施設の老朽化、街路樹の根上がりや生育不良など、問題を抱える緑も存在しています。
- 公園、道路、公共施設の整備や、民間開発事業の機会を捉えて緑の確保を進めること、創出した緑が地域に必要とされる機能を発揮できるよう適切に管理し安全を確保しつつ、活用していくことが必要です。

3 計画の将来像と目標

■次期計画の将来像（案）

資料 3 p.37

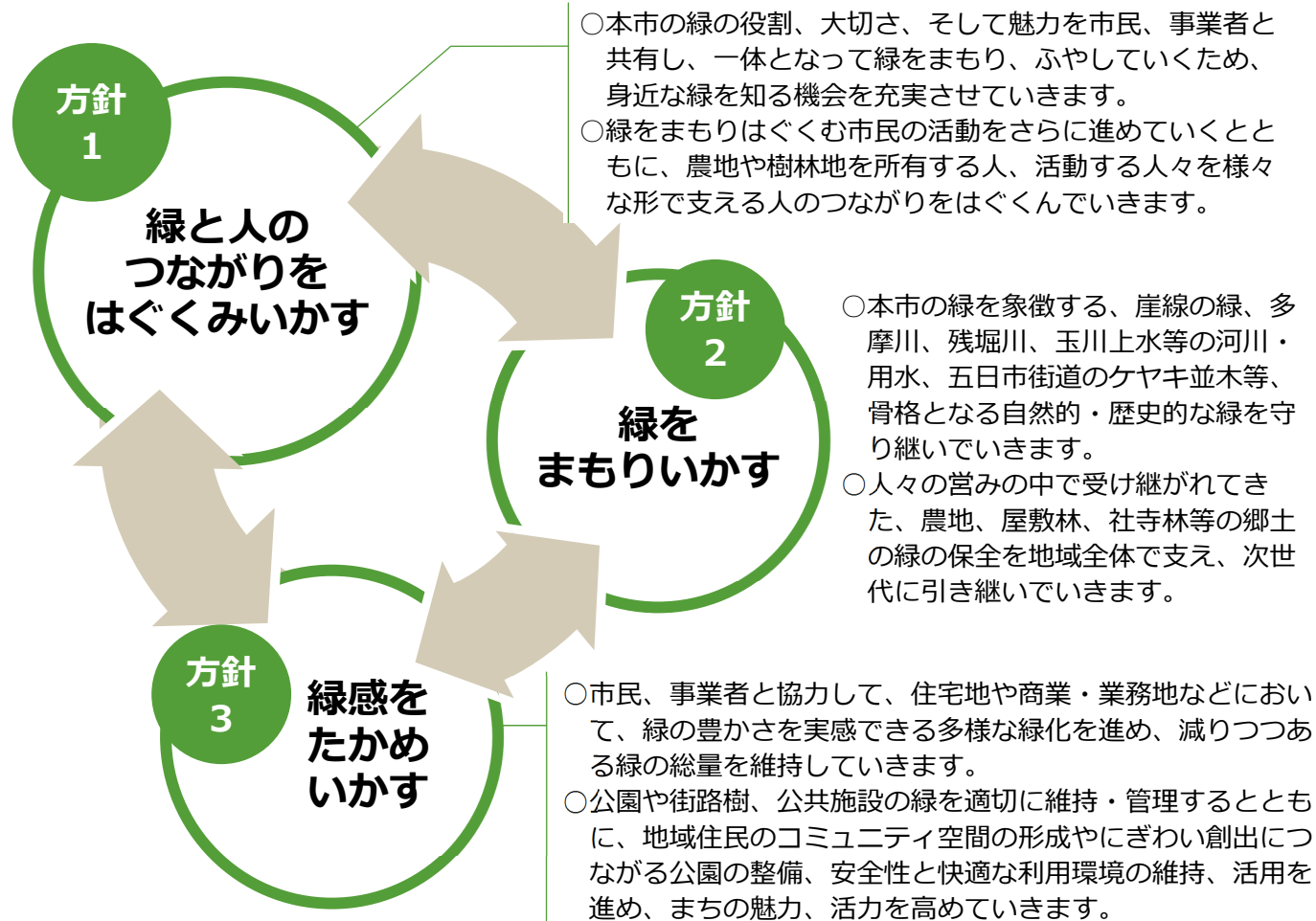
緑と人がつながり、ともにいきるまち 立川

- 立川崖線や多摩川・残堀川・玉川上水の水辺に連なる緑、五日市街道のケヤキ並木及び沿道地域に広がる農地・屋敷林・雑木林など、先人たちの営みの中で守り育まれてきた自然的・歴史的な緑や郷土の緑は、本市の大きな魅力です。
- 市民、事業者、市が協力してこれらの緑を守り継いでいくとともに、立川駅周辺をはじめとするまちのにぎわいや日々の心地よい暮らしを彩る緑、安全安心の確保（防災）、生物多様性の確保、暑熱環境の緩和、健康・福祉の増進などを支える緑を広げ、市民が誇れる緑のまちの実現をめざします。
- その原動力となるのが、緑をまもり、ふやす市民、事業者の行動です。その行動をさらに広げていくことを目標に、市民が身近な緑のを知り、日々の営みの中で緑とのつながりを持ち続けること、そして、緑を通じて人と人とがつながり、新たな活動を広げていくことを大切に、市民、事業者とともに緑を誇れるまちづくりを推進します。

■方針（案）

資料 3 p.38

- 前計画は、3つの視点『人』をつなぐ：市民と地域を結ぶ、『時』をつなぐ：歴史性と立川らしさのある緑の継承、『緑』をつなぐ：水と緑がつくる構造の強化のもとに設定した6つの基本方針に基づき、「まもり」、「ふやす」、「そだてる」の3つの取組を進めてきました。
- 前計画の考え方を踏まえつつ、市民、事業者とともに、緑のもつ力をいかしたまちづくりを進めていくため、取り組みの基本となる行動に着目して、3つの方針を設定します。



■計画の目標（案）

資料 3 p.39

- 本市の緑の骨格をなす、先人たちの営みの中で守り育まれてきた自然的・歴史的な緑や郷土の緑を守りつつ、計画的な公園整備、市民、事業者との協働による商業地や住宅地の緑化を進めることで、中長期的に緑の総量（みどり率）を維持していきます。
- 本計画の計画期間においては、公園整備及び樹林地・農地の保全により緑地を着実に確保し、現状を維持するとともに、市民、事業者とともに緑をまもり、ふやし、いかす活動を広げていくことをめざし、3つの方針に対応した目標を設定します。

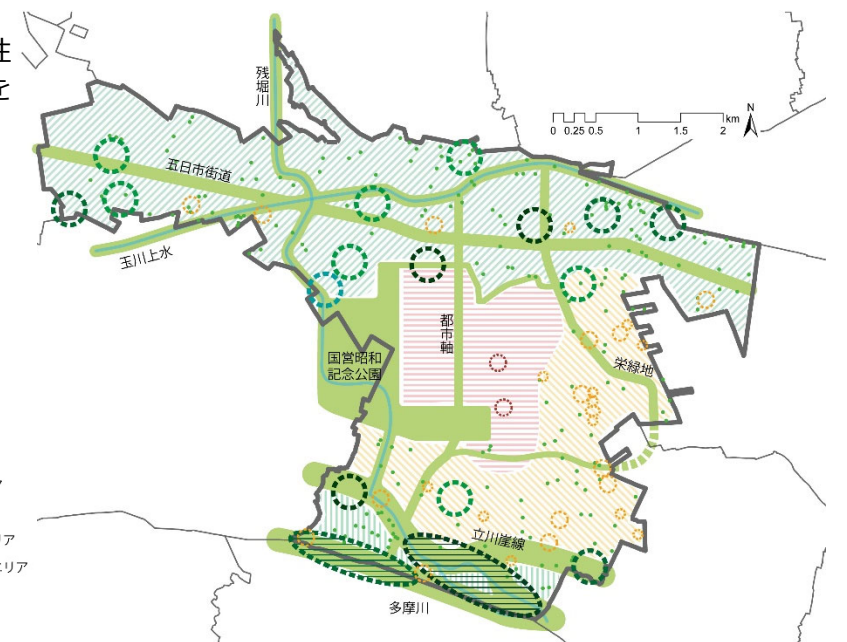
中長期的な目標	今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して緑の総量（みどり率）を維持していく	
緑の確保目標	現状（みどり率約35%）の維持に努めつつ、市民が豊かさを実感できる緑をふやしていく	【指標】住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合
計画期間の目標 〔令和2～6（2020～2024）年度〕	各方針の目標	①緑をまもりはぐくむ市民の活動を広げる 【指標】緑地の保全や公園管理に関わるボランティア団体数 ②市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する 【指標】保存樹木の本数・保護樹林地面積 ③公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用を幅を広げる 【指標】都市公園等面積、公園の柔軟な活用の試行件数

■緑の配置方針

資料 3 p.40

- 立川崖線の緑、多摩川・残堀川・根川・玉川上水に沿った緑、五日市街道沿道地域及び国営昭和記念公園一帯を、骨格となる自然的・歴史的な緑と位置づけ、保全していきます。
- 主要な幹線道路、栄緑地を、骨格や拠点を結ぶ緑の軸として位置づけ、緑のネットワークを形成します。
- 地域のレクリエーション拠点であり、生物の生息・生育環境、防災など多様な機能を担う大規模な公園緑地（総合公園、地区公園、近隣公園、都市緑地）を緑の拠点に位置付けます。
- 都市計画公園（街区公園）、一定規模以上の身近な公園を、身近な緑の拠点に位置づけ、子どもの遊びや学び、市民の健康づくり、地域コミュニティの活性化、にぎわい創出、都市の魅力向上の拠点として活用していきます。
- それぞれの地域の土地利用、緑の特性に応じ、市民、事業者と協力して緑を保全、創出していきます。

- 緑の骨格**
- 骨格となる自然的・歴史的な緑
 - 骨格・拠点を結ぶ緑の軸
- 緑の拠点**
- 都市計画公園及び面積2,000㎡以上の都市公園等（緑の骨格に位置付けた公園を除く）
 - 街区公園等
 - 近隣公園
 - 地区公園
 - 都市緑地及びこれに類する緑地
 - 総合公園及びこれに類する公園
 - 広場公園
- 地域の特性に応じた緑の保全・創出方針**
- 武蔵野の面影を伝える郷土の緑を守り継ぐエリア
 - まちのにぎわいを彩る緑を創出エリア
 - 暮らしの中で身近に感じられる緑をはぐくむエリア
 - 崖線の緑と地域の歴史と調和した緑をはぐくむエリア
 - 身近な公園の確保に努めるエリア
- その他**
- 市が管理する2,000㎡未満の公園




4 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

■ 施策体系 (案)

資料3 p.42~48

施 策


主な取組

 市民参加の取組




方針1

緑と人の
つながりを
はぐくみいかす


1.1 緑を知り、緑にふれあう機会の充実

- ① 緑に関する情報発信の充実
- ② 立川の緑の魅力の共有と発信 

1.2 多様な参加機会の創出

- ① 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進 
- ② 公園の管理、地域緑化への市民参加の促進 
- ③ 多様な参加機会の創出 

1.3 創造的な活動の支援

- ① 立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動の拡大 
- ② 様々な活動をつなぎ、広げるしくみづくり


方針2

緑を
まもりいかす




2.1 立川崖線の緑の保全

- ① 崖線の緑の保全と安全確保
- ② 矢川緑地の湿地環境の保全


2.2 豊かな水辺の保全
(多摩川、残堀川、根川緑道、玉川上水、用水・分水・湧水等)

- ① 多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用
- ② 根川緑道の桜並木の保全 
- ③ 玉川上水の保全
- ④ 用水・分水、湧水の保全

2.3 武蔵野の面影を伝える緑の保全
(五日市街道のケヤキ並木、屋敷林、社寺林、保護樹林地)

- ① 五日市街道のケヤキ並木の保全 
- ② 屋敷林、社寺林等の保全 
- ③ 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進【再掲】 

2.4 農地の保全と活用

- ① 様々な制度を活用した農地の保全
- ② 市民の農への関心向上とふれあいの促進 


方針3

緑感を
たかめいかす



3.1 開発事業等にあわせた緑の創出

- ① 多様な手法を活用した緑化の推進

3.2 緑の豊かさが感じられるまちなみづくり

- ① 接道部を中心とした住宅地の緑化推進 

3.3 地域の魅力となる公園づくり

- ① 公園の活用や計画的な整備
- ② 身近な公園の機能再編と再生 
- ③ 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用 
- ④ 安全で快適な公園利用を支える維持・管理の推進

3.4 健全で豊かな道路の緑の育成

- ① 街路樹の適切な植栽と維持・管理

3.5 公共施設の緑化推進

- ① 公共施設再編に合わせた緑の質の向上

重点的な取組の設定

今回の計画改定において重視している市民とともに緑を育み、増やす取組の充実に向け、今後の取組のモデルとなる取組を「重点的な取組」に設定し、5年間の事業計画を具体的に示します。

【候補1】
立川の緑の情報と
魅力の発信

【候補2】
立川公園ガニガラ広場
を拠点とした
活動の拡大

【候補3】
保存樹木、保護樹林地等の
保全における
市民、ボランティア団体と
の協働促進

【候補4】
地域住民、民間事業者と
連携した
公園の柔軟な活用

【候補5】
安全で快適な公園利用を
支える維持・管理の推進

5 地域別の方針

資料 3 p.49~57

北部西地域 (一番町・西砂町)

【主な緑の資源】

玉川上水、残堀川、五日市街道のケヤキ並木
五日市道風致地区、玉川上水風致地区
生産緑地、市街化調整区域の農地、屋敷林

一番・西砂地区

- 取組の方向性
豊かな自然環境と農の風景の継承
- 取組例
 - ・五日市道風致地区、玉川上水風致地区の保全
 - ・五日市街道のケヤキ並木、屋敷林などの郷土の緑の保全
 - ・生産緑地、市街化調整区域内農地の保全
 - ・身近な緑の拠点となる公園の確保 など

北部中地域 (柏町・砂川町・上砂町)

【主な緑の資源】

玉川上水、残堀川、
五日市街道のケヤキ並木
玉川上水風致地区
生産緑地、保存樹木・保
護樹林地、屋敷林
砂川公園、見影橋公園

上水北地区

- 取組の方向性
武蔵野の面影を残す郷土の緑を活かす緑のまちづくり
- 取組例
 - ・玉川上水周辺の自然環境の保全
 - ・身近な緑の拠点となる公園の確保 など

上水南地区

- 取組の方向性
武蔵野の面影を残す郷土の緑の保全と緑豊かな住環境の形成
- 取組例
 - ・玉川上水周辺の自然環境の保全
 - ・玉川上水風致地区、五日市街道のケヤキ並木、保存樹木・保護樹林地等の保全 など

北部東地域 (若葉町・幸町・栄町)

【主な緑の資源】

玉川上水、五日市街道のケヤキ並木
玉川上水風致地区、野火止用水、生産緑地、
保存樹木・保護樹林地、屋敷林、川越道緑地、
栄緑地

若葉・幸地区

- 取組の方向性
歴史を伝える緑を保全・活用した緑のネットワーク形成
- 取組例
 - ・玉川上水周辺の自然環境の保全
 - ・玉川上水風致地区、五日市街道のケヤキ並木、保存樹木・保護樹林地等の保全
 - ・川越道緑地の整備充実
 - ・身近な緑の拠点となる公園の確保 など

中央地域 (泉町・緑町・曙町・高松町)

【主な緑の資源】

国営昭和記念公園、都市軸及び沿道施設の緑
商業空間を彩る多様な緑

泉・緑地区

- 取組の方向性
国営昭和記念公園、都市軸沿道の豊かな緑を骨格とした緑のネットワークの形成
- 取組例
 - ・多摩地域の中心都市にふさわしい、豊かな緑の創出・育成
 - ・国営昭和記念公園を拠点とした水と緑のネットワークの形成 など

曙・高松地区

- 取組の方向性
訪れる人々をもてなす緑空間の創出
- 取組例
 - ・JR立川駅を中心としたまちづくりに合わせた緑の創出
 - ・小規模な公園が近接する地域における各公園の機能の見直しと再生の検討 など

南地域 (富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町)

【主な緑の資源】

立川崖線、
残堀川、多摩川
矢川緑地、根川緑道
立川公園
社寺林、屋敷林
市民農園

富士見地区

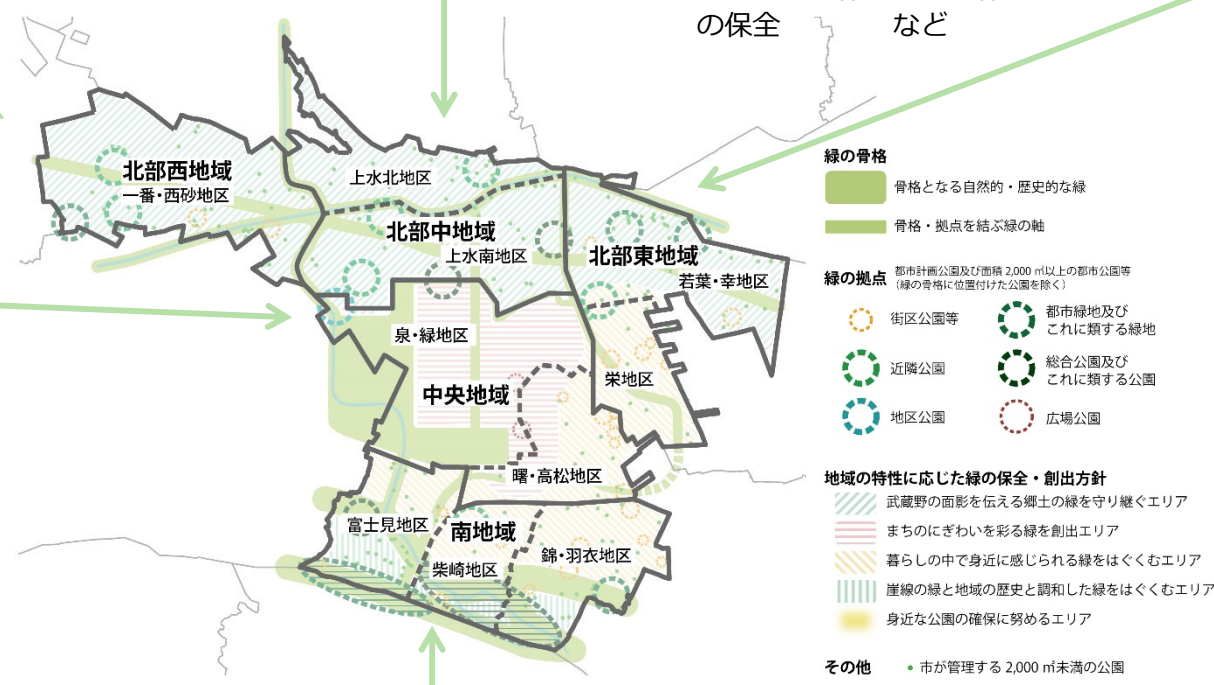
- 取組の方向性
緑の骨格と拠点をつなぐネットワークの形成
- 取組例
 - ・立川崖線の緑の保全と安全確保
 - ・JR西立川駅～富士見公園周辺～残堀川～多摩川緑地を連絡する緑豊かな歩行者ネットワークの形成
 - ・幹線道路整備にあわせた道路、沿道の緑化推進 など

柴崎地区

- 取組の方向性
自然や歴史と一体となった緑の保全と市民活動の促進
- 取組例
 - ・立川崖線の緑の保全と安全確保
 - ・市民農園の活用を通じた農とのふれあい
 - ・市民協働による根川緑道の桜並木の保全、ガニガラ広場を拠点とした活動展開 など

錦・羽衣地区

- 取組の方向性
まちにうらおいをもたらす緑と水辺の保全・活用
- 取組例
 - ・立川崖線の緑の保全と安全確保
 - ・矢川緑地の湿地環境の保全、市民に向けた情報発信
 - ・多摩川、柴崎分水、矢川用水等の水辺の保全
 - ・立川公園の拡充・整備 など



6 緑化重点地区の計画

資料 3 p.58

○緑の保全、緑化の推進を図るうえで特に重要な次の6地区を「緑化重点地区」とし、緑化の方針を定めま
す。(※①～⑤は現行計画より継承、⑥を新たに追加します)

- ①砂川公園周辺地区
- ②川越道緑地周辺地区
- ③立川基地跡地整備地区
- ④富士見公園周辺地区
- ⑤立川公園周辺地区
- ⑥JR立川駅周辺地区

7 推進体制及び進行管理

資料 3 p.59

○市民、事業者、市が協働して緑をまもり、ふやし、いかす取組を推進していくため、それぞれの役割を示
します。

○進行管理については、PDCA サイクルに沿って、目標に示した指標をもとに、年度ごとに達成状況を点
検・評価し、必要に応じて取組の改善を図っていきます。

【参考】用語解説

	用語	説明
あ	雨水流出抑制対策	雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりすることで、河川の負担を軽くし、水害を防止・軽減する取組のこと。
か	開発提供公園	都市計画法による開発行為に伴い整備され、市に帰属された公園のこと。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
さ	持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
	市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度（都市緑地法第 60 条）。
	ストック効果の向上	整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のこと。
	生産緑地地区	市街化区域内の農地について、その緑地機能を評価し、将来にわたる計画的なまちづくりを推進する観点から都市計画に定める地域地区。
た	東京都保全地域	東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定する制度。本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域及び玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれる。
	特定生産緑地	都市計画決定から 30 年が経過した生産緑地について、所有者等の意向を基に、買取りの申出が可能となる期日を 10 年延期する制度。
	都市農地貸借法	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の略称で、都市農地（市街化区域内の農地のうち生産緑地）の貸し借りをスムーズに行うために制定された法律のこと。
な	農の風景育成地区	農地や屋敷林が比較的まとまって残り、特色ある風景を形成している地区を指定する東京都の制度。
は	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市における風致を維持するために定められる。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと。
	保存樹木・保護樹林地	市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、「立川市緑化推進条例」に基づき、指定した樹木、樹林地のこと。
ま	みどり率	緑が地表を覆う部分（緑被地）に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと。
ら	緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑が地表を覆う部分の面積が占める割合のこと。